

個別施設計画 中間見直しについて

①見直しの理由

- ・公共施設等総合管理計画(第1期)の中間見直しに合わせて見直すことと定めているため。

②見直しの方向性

- ・各種基本情報を固定資産台帳と一致させる。
- ・公共施設等総合管理計画の数値見直しを行わないことから、個別施設計画についても数値目標の変更はしない。
- ・各施設所管課に対するヒアリング、進捗確認の内容を計画に反映する。
- ・見直しにあたっては、総務省の経営・財務マネジメント強化事業を活用し、アドバイザーの派遣を受ける。

③見直し内容

共通事項	平成を令和に変更	
	施設の名称等基本情報を固定資産台帳に合わせ修正	
	計画期間中に施設分類に変更があった施設	現状通りの施設番号とし【第1章7(2)対象施設一覧】中で現在の施設分類を記載。
第2章	【(1)施設別状況】「直近の定期点検結果」	課題のある施設のみ【(5)主な施設の現状と課題】等への掲載
	【(3)主な施設の役割】	除却済み、施設分類が変更になった施設は削除。他は現状に合わせた内容に修正。
	【(5)主な施設の現状と課題】	
	【(4)施設の利用状況及び管理運営に係る経費】	直近のデータに更新
	【(6)施設の具体的な方向性・対策の内容等】	各進捗状況に合わせて更新
	【13.第1期における削減率】	各進捗状況に合わせて更新

④見直しまでの経過、スケジュール

令和3年6月 第1回行革本部会議にて見直しの方向性について報告

8月 各施設所管課へのヒアリング*多角的視点によるヒアリングとするため、建築課・財政課・管財契約課に同席いただく。

目的：計画達成に向けた課題の共有、対策等を見直しに反映

内容：進捗状況、今後の見通し

令和4年1月 改訂版、見直し依頼

2月17日～ 各課意見照会

24日 第2回行政改革推進委員会にて見直し内容の説明

3月 完成